

共 同 参 画



内 閣 府

Special feature

特集／

配偶者からの暴力防止と

被害者の支援に関する

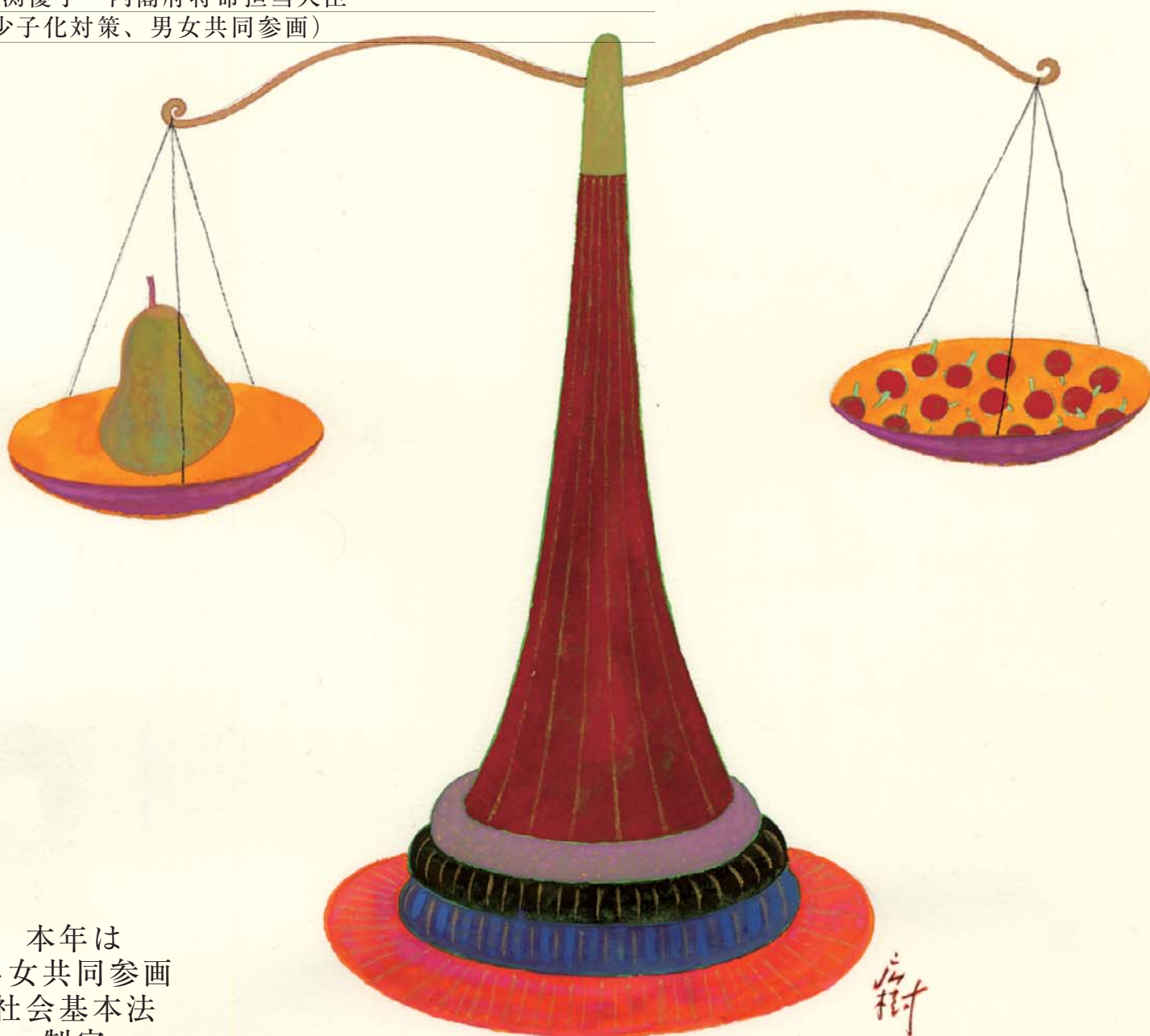
全国会議について

Special interview

スペシャル・インタビュー／

小渕優子 内閣府特命担当大臣

(少子化対策、男女共同参画)



本年は
男女共同参画
社会基本法
制定
10周年です。

男女共同参画社会基本法 制定10周年

本年6月に、
男女共同参画社会基本法
制定10周年を迎えます。
男女共同参画の
取組の新たなステージに向かう
記念すべき年です。

主な予定

Schedule

1月24日	男女共同参画宣言都市奨励事業(熊本県上天草市)
1月29日	日本・スウェーデン男女共同参画ジョイントセミナー(東京)
1月30日	〃 (広島)
1月30日	全国男女共同参画宣言都市サミット(岐阜県大垣市)
1月31日	男女共同参画フォーラム(長崎県)
2月7日	男女共同参画宣言都市奨励事業(茨城県古河市)
2月9日	共同参画フォーラム2009(東京ウィメンズプラザ)
3月8日	国際女性の日
3月10日	農山漁村女性の日(主唱:農林水産省)

年頭ごあいさつ New Year Greetings

内閣府
特命担当大臣
(少子化対策、
男女共同参画)
小渕 優子



Obuchi Yuko

明けましておめでとうございます。

皆様には清々しく新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

性別に関わりなく、全ての人がお互いの人権を尊重し、ともに責任を果たしていく男女共同参画社会の実現は、多様な視点を導入し、わが国の経済社会の活力を保つためにも大変重要な課題です。本年は、男女共同参画社会基本法が制定から10年を迎える記念すべき年であり、取組を加速させ、新たなステージへと向かう重要な年と考えます。

この2～30年、女性の価値観や求める生き方は多様化してきました。しかし、女性を取り巻く労働環境、社会環境、人々の意識がその変化に対応していないのが現状です。

このため、政府においては、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援を行うとともに、男性も含めた働き方の見直し等を進め、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を推進しています。

男女共同参画社会の実現のためには、このような政府の取組に加えて、国民の皆様一人ひとりの意識の改革も大変重要です。本年も、積極的に現場に飛び込み、国民の皆様の率直な御意見を幅広くお伺いしながら、男女共同参画をさらに効果的にかつ総合的に推進してまいりますので、皆様のより一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

目次

Contents

特集

配偶者からの暴力防止と被害者の支援に関する全国会議について

Page 02

有識者に聞く

女性農業者と男女共同参画時代／
天野 寛子(昭和女子大学教授)

Page 08

リレーコラム

「男女の雇用機会均等」と「ワーク・ライフ・バランス支援」／
佐藤 博樹(東京大学社会科学研究所教授、男女共同参画会議議員)

Page 09

スペシャルインタビュー

「女性が働き、子どもを育てるという道を」／
小渕 優子 内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)

Page 10

連載

その1 世界のワーク・ライフ・バランス事情⑨～シンガポール～／
渥美 由喜(株式会社富士通総研主任研究員)

Page 12

その2 仕事と生活の調和推進室だより⑦

Page 13

その3 女性ネット Saya-Saya の子どもたちの力を取り戻す
「びーらぶプログラム」について

Page 14

行政施策トピックス

その1 日本のジェンダー・ギャップ指数

Page 15

その2 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

Page 16

ニュース&インフォメーション

男女共同参画会議議員の任命 他

Page 17

リレートーク

早野 真知(内閣府男女共同参画局推進課非常勤職員)／
斎藤 由美子(山形県男女共同参画センター チェリア)

配偶者からの暴力防止と被害者の支援に関する全国会議について

内閣府男女共同参画局推進課

配偶者暴力防止法の改正により被害者保護や市町村の役割が強化されましたが、これまで、行政担当者と民間関係者が全国規模で情報を共有し、共に考える機会が無かったことから、今回、「地域に根ざした被害者支援を考える」をテーマに、官民の関係者が一堂に会する全国会議を開催しました。

第1部 全体会

1 小渕大臣の開会あいさつ

開会にあたり、小渕優子内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）からあいさつとして、「被害者に最も身近な市町村や民間団体の被害者支援の先進事例を発表いただく場を設け、この問題に関わる関係者が有益な情報を共有することで、取組みの推進と官民連携のさらなる強化拡大を図っていきたいと考えています」と述べました。

2 基調講演

「地域における官民連携のこれから」

～NPO法人「全国シェルターネット」代表理事 近藤恵子～

○総務省のアンケート調査

先だって、総務省によるDV施策の政策評価が発表されました。この結果ですが、公的な機関で働いている者のDV施

策の展開についての評価と、現場の当事者やサポート支援グループの評価とのギャップは、私が予測した以上にはるかに大きな開きとなっていました。『地域における官民連携のこれから』ということを考えるときに、このギャップをどのように埋めていくのか、ということ具体的に考えていく必要があります。

○法改正と基本方針改定

平成13年に配偶者暴力防止法が制定され、2度の改正を経ております。また、基本方針についても、この度、改定がなされました。

国の基本方針について、私は、最低限のミニマムスタンダードと考えるべきだと思っています。それから続いて、都道府県・市町村で作る基本計画において、国の基本方針に則って、地域で具体的に施策を動かすアクションプランを実効性のあるものにしていかなければなりません。そうしてはじめて、いつでも、どこでも誰でも、必要なサポートを受けられるようになるのだと思います。

○配偶者暴力防止法の権利主体は被害当事者であること

配偶者暴力防止法の権利主体は被害を受けている当事者

です。その当事者がどういう状況であっても、この法律に基づいて自分自身の再生を図ることができなければ、本当の意味での法の精神は活かされないと思います。

当事者がどんな地域に暮らしたいか、どういう人生を送り、そのためにはどのようなサポートが必要かということは、当事者が一番よくご存じで、当事者こそが専門家なのです。その意味で、女性が女性に対する様々な差別や不利益を克服して、男性と女性が対等に向きあえる社会を作り上げるために、特に、暴力の被害を受けている当事者と共にこの地域のあり方を変えていこうとするならば、当事者参画を柱にした連携のあり方というものを、組み立て直す必要があると思います。

総務省の政策評価のギャップが少しでも縮まっていくためには、当事者が専門家としてこの問題のグランドデザインを描き、地域が、社会が、国が支えていく必要があると考えます。

3 パネルディスカッション

「身近な行政主体としての市町村の役割について」

コーディネーターを男女共同参画センター横浜の納米恵美子館長にお願いし、久留米

平成20年9月26日、東京ウィメンズプラザにおいて「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」が開催されました。DV全国会議では、DVの問題に関わる官民関係者が一堂に会し、情報提供、地方公共団体の先進的な取組について事例発表、有識者等による講演等が行われました。

市男女平等推進センターの石本宗子相談コーディネーター、「S・ぱ〜ぷるりボン」の榎尾和枝協同代表、野田市保健福祉部男女共同参画課の柏倉一浩主査、NPO法人「のだフレンドシップ青い鳥」の鈴木洋子総括責任者、岡山県の小野恵子男女共同参画課長の5名のパネリストにより、パネルディスカッションが行われました。

納米 平成19年の法改正を踏まえ、都道府県、市町村を問わず、行政と民間団体がそれぞれの立場で、被害当事者に役立つ支援のためどうすればいいのか、一緒に考えていきたい。

石本 久留米市では、市のDV施策として、被害者支援のワンストップサービスや、ワンストップ化のためのDV被害者相談共通シートがある。また、被害者支援で各課が何をすべきかを盛り込んだ対策マニュアルも作成している。機関連携としては、市役所関係の庁内ネットワーク会議と外部機関も入った相談関係機関ネットワーク会議がある。行政と民間の壁をつくるのは行政の官僚意識であり、その有無でワンストップサービスの成否が決まる。

榎尾 「S・ぱ〜ぷるりボン」は久留米市の民間シェルター

で、シェルターの提供、保護命令申立手続き支援や生活再建のための情報提供と手続きの同行支援などの活動をしている。被害者の意思を尊重しながら安全に配慮し必要な支援を心がけている。市との連携では、特別支援団体の指定を受けて施設・駐車場の利用料が免除され、また、市の無償提供によるスペースでリサイクルショップを経営し、そこでは自立し始めた被害体験者も働き、社会との繋がりの回復の場となっている。行政とは、対等な立場で顔の見える関係の中で連携している。

柏倉 野田市は千葉県の中でも最北部なので、身近な場所での保護が必要だろうと、市でシェルターを設置した。退所後の住宅確保のための施策なども設けるなど、相談から自立支援までのトータルな支援を行っている。市に配偶者暴力相談支援センターを設けることにより、保護命令の際の地方裁判所、県警本部との連絡や申立ての際の証明を市で対応できる。市町村には、まずDVの窓口を一本化して、DVの担当を作ってほしい。そうすることで、被害者が他の市町村へ行って自立する際に互いの協力体制ができる。

鈴木 野田市がシェルターを設置する際、市長から市民に

協力要請をして、シェルターの運営を市から受託するNPO法人「のだフレンドシップ青い鳥」を立ち上げた。シェルターに入所した被害者に寄り添い、何気ない会話の中から被害者の本心や気持ちの変化などをつかむことを心がけている。住居や仕事の確保の支援、同行支援もしている。スタッフが高齢化しており、増員が課題だが、無償のボランティアなので確保が難しい。

小野 岡山県では、市町村との連携強化を重点目標として県のDV基本計画を改定した。県内の市町村の取組は地域により差がある。市町村の基本計画は、策定の過程で関係者や職員の自覚が高まるので策定自体に意味がある。DV対策は全ての市町村が地域の実情に応じて進めていくことが重要であり、民間団体との連携も必要。県としても、DV対策を地域に広げ、充実させていくために中心となって取り組んでまいりたい。

第2部 分科会

第2部は、地域に根ざした被害者支援を考える上で重要な、安全への配慮、機関連携会議、継続的な自立支援の3つのテーマで分科会を設けて議論を行いました。

○第1分科会

「被害者・支援者の安全への配慮～相談・啓発事業において」

第1分科会では、NPO法人全国女性シェルターネットの近藤恵子代表理事、名古屋市子ども青少年局子ども育成部の原田恵理子主幹、名古屋第一法律事務所の可児康則弁護士、警察庁生活安全局生活安全企画課の杉田理佳主任を講師に議論が進められました。

【主な議論】

被害者と支援者の安全の確保については、「ハード面では、いかに安全な施設を確保していくか、ソフト面では、二次被害あるいは二次加害等の危険な状況に遭遇しないための様々な配慮が必要である（近藤氏）」「関係部局での認識の共有化が必要であり、配偶者暴力相談支援センターは関係部署の調整機能を果たし、組織的な対応をすることが重要である（原田氏）」「警察にきちっと相談しておくこと、これは最低限必要である。本当に危ないケースでは早めに弁護士につなぎ、弁護士と支援者との間で連携を取り進めることが第一である（可児氏）」「最悪のケースを想定して誰が110番するか、誰が被害者を逃がすか、どうやって逃げるか、役割分担を決めることから始めてほしい（杉田氏）」などの意見がありました。

また、「啓発事業において抗議活動等が予想される場合は、事前に警察に情報を入れてほしい、情報がないと対応が難しくなる（杉田氏）」「調停での危険を回避するため、部屋を別にすることや日時を変えることなどの配慮が大事である（可児氏）」との発言がありました。

その他にも、被害者の安全を図るために保護命令制度の活用も必要であること、保護命令の裁判所での手続きは地域ごとに違うこと（可児氏）、加害者対策で一番必要なのは毅然とした態度で対応すること（原田氏）などが紹介されました。

【会場からの意見】

会場からは、セキュリティチェックもなく、金属探知器も置いていない地方裁判所における安全確保の問題、家庭裁判所での調停における二次被害の問題、2度目・3度目のDVにおける警察の対応、地域における警察の対応の違い、DV被害の通報のための学校関係者や医療関係者に対する教育や周知、DVケースでの加害者と子どもの面接交渉等について意見がありました。

○第2分科会

「機関連携会議の運営の実際」

第2分科会では、新潟市市民

生活部の本田加代子男女共同参画課長、NPO法人「かながわ女のスペースみずら」の阿部裕子事務局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室の坂井隆之女性保護専門官を講師に議論が進められました。

【主な議論】

本田氏からは、市町村における連携会議において、単なる情報交換の場だけでなく、事例をもとにそれぞれの部署でどんな支援・対応ができるのかを考えるグループワークを含めた研修を、民間団体との共催で企画している事例が紹介されました。

阿部氏からは、県単位で行政・民間が連携した被害者支援を行う仕組み、相談支援センター、実施機関、シェルターの担当者が本人と一緒にケースカンファレンスを行い、分担して支援に向けた連携を図っていること、支援に関する様々な連絡会議があり、行政と互いに意見交換を行っていることなどについて情報提供されました。

坂井氏からは、DV対策に関係のある子ども虐待死亡事例から関係機関の連携や情報提供が重要であること、機関連携会議を有意義なものとするため、具体例を検討してこそ共通認識・役割分担・連携方



法が明確になる（管理職レベルの会議でこそ重要）こと、DVが直接の職務ではない機関（部署）こそ参加してもらうべきであること、当面の「主担当機関」「主たる援助者」を確定すべきであること、事務局は「ケース進行管理台帳」を作成・更新すべきであることなどの方策が示されました。

【会場からの意見】

国が紹介した死亡事例について「DVというのは、女性だけでなく子どもに対する暴力であるにとらえ、婦人・児童の関係機関がもっと連携できなかったのだろうか」という意見、また、シェルターへ来て精神的なもので医療機関にかかる子どものDVの影響に関する意見、被害者支援に当たって行政側の知識や意識が壁になっているという意見、さらに、連携会議に研修会を盛り込んだ事例が参考になったといった意見がありました。

また、参加者の法務省人権擁護局から、地域の配偶者暴力防止連絡協議会への人権擁護機関の参加について発言がありました。

○第3分科会

「地域における被害者の継続的な自立支援」

第3分科会では、認定NPO法

人ウィメンズハウスとちぎの中村明美代表、宇都宮市市民生活部の広瀬路子男女共同参画課長、内閣府男女共同参画局推進課の土井真知暴力対策専門職を講師に議論が進められました。

【主な議論】

中村氏からは、「シェルター退所者を対象に親子で参加できるイベントを企画し、その中に小児科医、保健師、子育て相談員等に参画してもらっている。子どもに発達障害の疑いがあっても、被害者は毎日の生活が大変で、わざわざ病院等には行かない。パーベキューなどのイベントが、専門家に相談できる場となるよう工夫している、一時保護期間中に保護命令や転校・転宅の手続きはできても、それ以外の問題は解決できない。本人が精神的につらかったり、子どもが父親と別れたとたん暴力的になったりして、自分が家族を捨てたせいではないかと自らを責める場合がある。自分の選択が良かったのだと思えるような支援のシステムが必要」等の意見がありました。

また、広瀬氏からは、「日常の生活支援として、料理ができない、洗濯ができないなど、基本的な生活に困難を感じている被害者に対し、ニー

ズがあればすぐに2、3人でも集めて講座をするようなことができればよいと思っている、就労支援についても、現在民間団体によるIT講座の開催に助成をしているが、これだけでなく、資格取得への何らかの支援ができないかと考えている」などの発言がありました。

「市町村の基本計画を策定し、その過程において、各地域の社会資源がどうなっているか、どういう対応をするか、官民の関係者で検討いただきたい。（内閣府）」「行政としてはできることからまずやるべき。予算が少なくても、やり繰りはできるはず。官民の連携と協働が必要。（広瀬氏）」「精神的ケアや生活支援がないまま地域に出た場合、子どもの不登校やひきこもり、借金を抱えてしまうなど二次的な問題が生じる。継続的な支援は被害者本人だけではなく、地域の安全な社会を築くために必要な対策である。（中村氏）」とのまとめがありました。

UNIFEM「女性に対する暴力反対キャンペーン」について 内閣府男女共同参画局推進課

「女性に対する暴力反対キャンペーン」への日本の取組

日本では、11月12日から25日まで、男女共同参画推進本部の主唱により「女性に対する暴力をなくす運動」を展開しています。

同運動とUNIFEMの「女性に対する暴力反対キャンペーン」（詳細はアルベルディ事務局長のインタビューで紹介）との連携を図るため、男女共同参画推進本部長である麻生総理大臣をはじめとして、本部員である全閣僚が同キャンペーンへの署名を行いました。

また、小渕大臣のブログや内閣府のホームページなどさまざまな手段で署名への協力を呼びかけたほか、インターネットでの署名が難しい方のため、フ

ァクスで署名を受け付けるなど、キャンペーンへの協力を呼びかけました。

最終的にUNIFEMには、全世界から目標を大きく上回る500万人を超える署名が寄せられました。また、内閣府に寄せられたファクスでの署名も2,667名に上りました。

昨年12月5日にアルベルディUNIFEM事務局長が小渕大臣を表敬訪問された際に、大臣から全閣僚が署名した署名カードと内閣府へ寄せられたファクスでの署名を事務局長へ手渡しました。

アルベルディ事務局長へのインタビュー

～UNIFEMの役割と「女性に対する暴力反対キャンペーン」～

UNIFEMは、国連組織の中でジェンダー平等と女性のエンパワーメントを任務とする唯一の機関です。資金的な基盤は、主に先進国からの資金援助です。現在、途上国など60カ国以上で、様々なプロジェクトなどの活動を行っていますが、活動にあたり、4つの重点分野を設定しています。

まず第1に「貧困削減」です。女性の経済的な安定を強化することを目指します。

第2には「女性に対する暴力の根絶」です。具体的には、暴力の予防、暴力からの女性の保護を目的とし、シェルターの提供も行っています。さらに、法制面の整備にも力を入れており、女性に対する暴力に対する罰則を設けること、家族法の中で女性の権利確立を推進しています。

第3は、HIV／AIDS対策、特に少女や女兒の感染の防止です。女性への感染は、暴力や女性の権利と関連していることが多く、早急な対策が必要です。また、女性患者に対するサポート、例えば労働機会の提供や家族と一緒に安心して住めるような環境の整備を行い、周囲からの偏見をなくすような取組を行っています。



小渕大臣からアルベルディ UNIFEM 事務局長に、全閣僚からの署名カードを手渡しました。

国連機関の一つである国連婦人開発基金（UNIFEM）では、2007年11月から2008年11月までの1年間「女性に対する暴力反対キャンペーン」を行いました。日本でも署名の促進に向けて取組みを展開しました。

昨年12月5日、UNIFEMのアルベルディ事務局長が訪日し、小渕大臣を表敬訪問した機会を捉え、お話を伺いました。

第4は、ガバナンス（統治）の問題です。政治のあらゆる分野、中央や地方両方のレベルで女性の活動が促進されることを目標としています。この分野では、各国政府やNGOとも協力・連携しながら、行動計画を策定するとともに、クォータ制の推進にも取り組んでいます。さらには私企業の中の役員登用を促進するという活動も行い、女性の能力開発やリーダーシップを発揮するためのプログラムを実施し、ハイレベルから一般女性までの幅広い能力向上に努めています。詳細な活動は、UNIFEM年次報告をご覧くださいと思います。

UNIFEMの活動は、国連のミレニアム開発目標の達成を推進するものです。8つの目標のうち、特に「極度の貧困と飢餓の撲滅」と「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」の2つについて深く関わっていますが、当然これだけが女性が抱える問題ではないわけですから、実際には8つの目標全てに関わっていると言えます。そして、女性たちの能力開発というのは、すべての人たちの発展に繋がるものだと私は信じています。

さて、「女性に対する暴力反対キャンペーン（Say NO to Violence against Women）」については、パン・ギムン国連事務総長のイニシアチブにより、2007年11月25日に開始し、女性

に対する暴力反対の輪を世界中に広めようと100万の方々から署名を集めることを目標としました。その結果、2008年11月25日の暴力撤廃国際日までの1年間で500万以上の署名を集めることができ、国際的なキャンペーンとして大きな成功を収めることができました。また、このキャンペーンには、UNIFEM親善大使の女優のニコール・キッドマンさんが協力してくださいました。

日本からも多くの方たちから署名を頂き、たいへん感謝しています。特に、麻生首相、小渕大臣をはじめ現閣僚の方全員が署名してくださったことは、UNIFEMへの協力というだけでなく、日本政府の女性に対する暴力根絶に向けての断固とした姿勢を示すものとして非常に重要だと考えています。

今回のキャンペーンを通じて、UNIFEMの重点分野である「暴力の根絶」に日本が真摯に取り組んでいることを確認でき、とても嬉しく思っています。

（談）



イネス・アルベルディ

Dr. Inés Alberdi

2008年6月UNIFEM事務局長に就任。前職はコンプルテンセ大学（スペイン・マドリッド）教授（社会学）。25年間にわたりジェンダー問題に取り組んでおり、これまでジョージ・ワシントン大学客員研究員（88年～89年）、ジョージタウン大学客員教授（78年～79年）を務めたほか、欧州委員会、銀行、国連機関等においても女性に関する開発の専門家として活躍した。家族と女性の問題についての著書多数。



有識者に聞く

女性農業者と
男女共同参画時代

昭和女子大学教授 天野 寛子

戦前には、日本の農家の女性は発展途上国の女性と同じような問題を抱えていた。農家の嫁は、意見を言うことなど許されず、「角の無い牛」として、ひたすら働くことで自分を護るよりほかなかった。しかも、農業労働報酬がないため、資産形成ができず、主体的な人生設計もできなかった。女性農業者は、家族のなかに囲い込まれ、地域社会の慣習の中で、主体的な個人として生きていくことは困難であった。

こうした状況の改善のため、1948年、当時の農林省は生活改善課を設置した（この間数回組織替えがあり、2008年現在人材育成課女性・高齢者活動推進室にその仕事が引き継がれている）。普及活動方法は、農家女性の生活技術を伸ばし、日常生活を改善することで、自信をつけ、一個人として地域からも評価されるように成長するといったもので、現在の共同参画の目指す労働報酬、資産形成、社会参画という要素は前面に出ていなかった。

1992年の中長期ビジョンにおいて、ようやく現代的な意味での女性農業者の課題が見え、モデルが示された。1995年以降、家族経営協定締結、女性農業者の起業支援、規模拡大意欲をもつ認定農業者重視施策を通じた女性支援、農家女性のチャレンジ支援イメージ形成、共同参画社会の推進の指標が示され、実績向上に取り組まれた。

では、これらの取組を経て、農村部は今、どのように変化しているのか。

まず、意識と行動の改革の側面では、「個としての主体性」は変化がみられるが、固定的役割分担とりわけ家事については遅々として進んでいない。他方、男性の介護についての意識は変わりつつある。世代交代によって大きく変わるかもしれない。社

会的な機運の醸成については、リーダーがでてくる一方で、多くの委員や役割が一人に集中したり、交替する人材がえられないために疲れてきているという実態もある。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大についても、数値は上がってきているものの、次の世代が育ってこない、また育てる役割を担っていた都道府県の普及組織が改編されつつある状況もある。女性農業委員が経営アドバイスをし、そこから家族経営協定を進め活動している地域もあるが、共同参画のためのネットワークは、まだ弱く、十分に浸透しているとは言えない。

女性の経済的地位の向上については、家族経営協定締結者の調査結果でも労働報酬があるのは60%程度であり、経済的地位の向上に直結してない場合もある。また、税制面での問題もある。「共同経営者」と言葉では言うが、現行の制度では、「一経営体に一人の経営主」となっているために、経営主以外は家族従業員になってしまう。

現代の新たな課題として、グローバル化がもたらす様々な影響がある。国際価格競争、食の安全問題についての消費者の反応に対応するため過重労働を生んだり、食糧や飼料がバイオ燃料に回され地球規模での食糧問題を引き起こしたり、わが国の畜産農家を直撃したり等々である。

明るい面では、力のある女性農業者のロールモデルが出てきている。グループ活動で技術とリーダーシップを磨き、その技術を生かして起業するとともに、農業委員などで社会参画を実現し、活動しているような女性達である。女性の生き方も多様化している。今後、自分の農地をもたなくても、若い女性たちが単独で農業ができるような仕組みづくり、支援づくりがなされる必要がある。（談）

あまの・ひろこ／1963年昭和女子大学卒業。昭和女子大学短期大学部家政学科専任講師、助教授、生活文化学科教授を経て、2003年昭和女子大学人間社会学部福祉環境学科教授、大学院生活機構研究科担当に就任。専門は、日本の女性農業者の地位問題、生活経営学、家族福祉文化。



「男女の雇用機会均等」と「ワーク・ライフ・バランス支援」

東京大学社会科学研究所教授
男女共同参画会議議員

佐藤 博樹

「男女の雇用機会均等とワーク・ライフ・バランス支援」の2つを課題としてあげていますが、企業の人材活用ではいずれも重要です。

「均等」は、性別にかかわらず、意欲や能力に応じて活躍できる企業であるかどうかを、「ワーク・ライフ・バランス支援」は、出産や育児や介護などライフイベントがあっても仕事を続けられることができる働き方や仕組みがあるかどうかを示します。

企業の人材活用の実態を「均等」と「ワーク・ライフ・バランス支援」のそれぞれの実現度で分けると4つの類型ができます。4つの類型のうち「ワーク・ライフ・バランス支援」のみが充実している企業では、結婚や出産や子育てなどに直面しても女性が仕事を続けやすいものの、女性の多くは補助的な仕事にしか従事できていません。「ワーク・ライフ・バランス支援」は充実しているものの、「均等」が不十分なためです。他方、「均等」のみが実現できている企業では、女性が様々な仕事で活躍していますし女性管理職も多いのですが、結婚する、子どもが生まれるなどのライフイベントがあると、仕事を続けにくいと離職率が高くなります。「ワーク・ライフ・バランス支援」が不十分なためです。

均等法が成立した当初は、男性と同じように意欲や能力のある女性が、男性と同じキャリアを歩めるようにすることにその主たる目的がありました。女性が男性と同じように働き、男性と同じように仕事できれば、女性でも管理職や、いろいろな仕事に従事できるという形で、「均等」を実現しようとしたわけです。しかし同時に、そうした女性にとっては男性の働き方を受け入れることが必要であったとも言えます。女性が昇進していくためには、自分の生活を犠牲にせざるをえない、あるいはスーパーレディーで

ないと仕事と生活の両立が実現しにくいことになったわけです。こうした結果、女性の間に、自分の生活を犠牲にするのは嫌だし、スーパーレディーのように有能ではないので自分には無理と判断してしまいがちな状況も生まれたのです。

女性の活躍の場を拡大していくためには、「均等」と同時に、「ワーク・ライフ・バランス支援」を充実することが不可欠なのです。「均等」が実現していても、「ワーク・ライフ・バランス支援」が不十分な企業では、男女役割分業を前提とした男性の働き方を前提にするのではなく、それを変えて行くことが必要となります。「ワーク・ライフ・バランス支援」を実現するためには、男性の働き方を見直すということが鍵になります。そのためには、つぎのような職場の管理職の役割が重要です。

とりわけ「均等」に関しては、能力開発機会の均等化が重要で、現場の管理職が、部下の性別にかかわらず、個々人が持っているポテンシャルを適切に判断し、部下が能力開発やキャリアを実現できるようにすることです。また、「ワーク・ライフ・バランス支援」では、仕事の仕方や管理の仕方を変えることです。残業や休日出勤を前提にするのではなく、部下には様々な「時間制約」があるということを前提にした仕事の仕方にしなければなりません。管理職に求められることは、部下が休業しても対応できるような職場作りです。情報共有ができ、お互いの仕事をカバーできるようにすることです。これからは「時間制約」つまり「社員が仕事に投入できる時間には制約がある」ことを前提にした働き方に改革することが求められています。このことは女性だけでなく、「時間制約」のある男性が意欲的に働くことができるためにも必要なのです。

さとう・ひろき／1953年東京生まれ。1981年一橋大学大学院社会学研究科博士課程単位修得退学。1981年雇用職業総合研究所（現、労働政策研究・研修機構）研究員。法政大学大原社会問題研究所助教授、法政大学経営学部教授を経て、1996年より現職。厚生労働省・労働政策審議会分科会委員、内閣府・男女共同参画会議議員、内閣府・ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議委員、厚生労働省・仕事と生活の調和推進委員会委員長などを務める。

Special Interview



「女性が働き、 子どもを育てるという道を」

OBUCHI YUKO

今回は、新年号に当たり、小渕優子男女共同参画担当大臣にお話を伺いました。

－ 大臣に就任して3か月、特に生活が変わった点がありますか。

小渕大臣 一言でいえば中身が濃くなったということでしょうか。でも、日々の生活はできるだけ変えないようにしています。子どもの保育園の送り迎えもできるだけやっていますが、半分は夫に協力してもらっています。

－ 大臣は、戦後最年少の閣僚となりましたが、ご感想は。

小渕大臣 皆さんがよくそうおっしゃるので、ああそうなんだという感じです。私が大臣になっている意味というものを考えると、若さと同時に一児の母親であるということ、子育て現役の世代であることだと思うので、同世代の思いを受け止めて精一杯務めていきたいと思っています。

子育てと仕事の両立もあまりできていないのですが、そこから学ぶことも多いですね。お母さん方の中には、仕事と育児をされて

いる方はたくさんいらっしゃるし、私自身がぶつかる壁というのは、そうした皆さんがぶつかる壁と一緒に思うので、逆にいろいろな苦労を自分が経験することによって、何かを発信していければいいし、変えるところは変えていく、保育サービスも増やすという風に前向きにとらえています。

－ 男女共同参画を担当することへの思いはいかがですか。

小渕大臣 実は、男女共同参画社会基本法ができたのが、私の父（小渕恵三元内閣総理大臣）が総理の時、たいへん思い入れがあったところ、今回、自分自身が担当大臣に就任して、とても感慨深いですね。

それから、私の世代というのは、ちょうど第二次ベビーブームで、子どもたちがすごく多く、特に男性・女性という壁を、私自身はそんなに感じませんでした。受験もそうですし、就職活動もそうですが、何に向けても男の子も女の子も一生懸命、同じステージで頑張るんだという世代だと思います。ですから、男性も女性も同じようにチャンスが与えられるとい

うことが言わば当然のこととして受け止められ、実現できるようにいろいろな施策を進めていきたいと思っています。

自分自身のことを思い出すと、将来の進路について、父からアドバイスをあまりなかったかわりに、私がやりたいと言ったことに対して、それを止められたりということもなかったですね。私はどちらかというと外に出るタイプで、男の子と一緒に遊んだりする方だったんですけども、女の子らしくしなさいとか、それは女の子では大変だから止めなさいと言われたことは一切ないですね。

父は、女性だから守るということではなくて、女性も男性もそれぞれの能力を生かして活躍できる場があればいいし、他方、体のつくりとかが違うわけだからと女性に優しいところもあって、バランスのいい感覚を持っていました。そこは今も大事なところだと思っています。

－ 男女共同参画社会基本法ができて、今年は10年になります。これからどう取り組みますか。

小渕大臣 基本法ができて、この



小淵 優子

内閣府特命担当大臣
(少子化対策、男女共同参画)

おぶち・ゆうこ／成城大学経済学部卒。(株)東京放送(TBS)社員、小淵恵三元総理秘書を経て、2000年衆議院議員に初当選、以降当選3回。自由民主党広報局長、文部科学大臣政務官などを歴任。2008年9月より内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共同参画)。

いろいろな現場に足を運び、
できる限り多くの方の「生の声」を聞いていきたい

10年で、男女共同参画という課題に対する理解は、いろいろな取組が進められた結果、ある程度進んだと思いますし、女性の背中を押すことになったんだと思います。これからの10年を展望すると、より地域に根差して、地域の様々な実践活動の中に男女共同参画の視点を活かして、具体的な地域の課題解決に取り組むことが重要になってくると思います。

私の地元などをみても、男女共同参画という言葉は使わなくても、これはという活動がいっぱいあるんですね。例えば、女性ならではの視点で地産地消の野菜でお店を開いたり、経営者になったり、実際に地域で頑張っている女性はたくさんいます。そうした良いところをどんどん伸ばしていく、押し付けみたいに受け取られないように、それぞれの地域ならではの特徴を生かした男女共同参画を、国が引っ張ってあげられることになればいいなと思います。

－ 男女共同参画を進める上で、男性の役割をどう思いますか。

小淵大臣 とかくこれまで男女共同参画は、女性の課題ととらえられ

がちでしたが、これからは男性が変わる必要があると思います。子育てでも父親の役割が大事です。

実は、私もこの間、公務で出張のため、夫に子どもを丸一日任せたのですが、動物園に行ったりして楽しんでみたいみたいです。父親と子どもが2人で仲良くしているところを見るととても幸せです。父親が育児参加するためには、男性の働き方を変え、すべての人の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することが必要です。

－ 話題は変わりますが、DVシェルターを視察されたそうですが。

小淵大臣 若い子どもにも悪い影響が及んでいることを知って、正直なところ衝撃を受けました。被害者の心のケアは勿論のこと、シェルターから出た後、どういう形で自立していくのが、これからの課題だと思いました。

女性に対する暴力は絶対に許さないということで、UNIFEM(国連婦人開発基金)が実施した、女性に対する暴力の撤廃に向けた署名にも協力し、昨年、総理以下全大臣の署名を取りまとめ、ちょう

ど来日したイネス・アルベルディ UNIFEM事務局長に手交しました。

－ 最後に今年の抱負を聞かせてください。

小淵大臣 先日、ある女子大の女性研究者の方や女子学生と懇談する機会がありました。研究者として、それぞれが取り組んでいる研究が楽しいし誇りに思っているという話を伺い感激しました。その時、この先研究を続けていくときに、結婚や出産をどうするのか不安や課題も聞きました。私達の二つ上の世代は女性が学ぶ道を切り開いてくれました。一つ上の世代は女性が働く道をつくりました。私達の世代は女性が働き、そして子どもを育てるという道を築いていきたいと改めて強く思いました。

今年もいろいろな現場に足を運んで、できる限り多くの方の生の声を聞き、これを施策に生かしていく、そういう前向きな年にしたいですね。今までが、ホップ、ステップ、そして今年はジャンプでいきたいと思っています。

－ 本日はお忙しい中、ありがとうございました。

世界のワーク・ライフ・バランス事情⑨～シンガポール～

株式会社富士通総研主任研究員 渥美 由喜

これまで欧米諸国におけるWLBの取組みをご紹介してきた。今回は、わが国と社会文化的な背景が似ているアジアの国々の中から、シンガポールの取組みを取り上げたい。同国の取組みは、アジア型の社会文化環境を踏まえつつ、英米型WLBを独自にアレンジしており、とてもユニークだ。

アジア型WLB－親族サポートへの施策

シンガポール、韓国などアジア諸国は、わが国と同様に出生率低迷への強い危機感から、大胆な施策を打ち出している。重要な施策の一つがワーク・ライフ・バランスだ。

かつてシンガポールの宗主国はイギリスだったため、家族を大切にするアジア型社会の特徴を踏まえつつも、英米型の家族観が色濃く反映されている。同国では、1980年に高学歴女性の出生力が低いことが明らかとなり、人口の「質」に対する懸念から、高学歴の働く母親に対する税控除など、高学歴女性の優遇策が採られた。こうした施策にはさすがに「優生学的な施策は問題だ」という批判も起こり、その後、中断された。しかし、その後も高学歴者を中心に就業している女性の出産を促進する狙いから、「祖父母控除」と「外国人メイド控除」が導入されている。前者は就業している女性で、子どもの保育を祖父母等に頼んでいる場合に、3,000シンガポールドル（約20万円）を控除できる制度だ。後者は、就業している女性等が、外国人メイドを雇用した場合、外国人メイド人頭税（外国人メイドを雇用したときに支払う人頭税）の2倍に相当する額－限度額は2005年で8,280シンガポールドル（約55万円）を所

得から控除できる制度だ。

日本を含むアジア諸国が共有する社会文化的背景の一つに「親族によるサポート」があげられる。日本で就労女性に対して「出産後の就業継続を可能とした条件」を尋ねたアンケート調査の結果を見ると、50%以上が「親・親族の支援」を挙げている。つまり「親族によるサポート」へのニーズは強い。また、わが国でも高学歴女性の出生力は低下傾向にあるため、こうした女性へのサポート策も必要であろう。

したがって、シンガポールのように、親族サポートやベビーシッター・家事代行サービスの税制優遇策の導入も、今後は一考の余地があるのではないかな。

夫婦カウンセリングサービス

この他にも、シンガポールには特異な政策が多い。「夫婦間の良好な関係のもとで育まれた子どもは幸せである」という考えから、若い夫婦向けの学習、相談サービスがある。男女の出会いから、結婚、子どもの誕生、成長といった夫婦のライフステージに応じて、きめ細やかなサービスが提供されている。夫婦のライフステージに応じた施策という発想は日本には少ない（神奈川県など一部の自治体では、夫婦カウンセリングを実施しており、筆者もお手伝いをしている）。

日本の家庭においては「子はかすがい」と言われるように、子どもが重要な役割を果たしており、夫婦の関係よりも親子の関係の方が優先されることが多い。しかし、夫の家庭回帰を抜本的に進めていくためには、もっと夫婦の関係にスポットを当てて、夫婦の絆を深めるための努力も必要であろう。



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。(株)富士総合研究所入社。2003年(株)富士通総研入社。内閣府・少子化社会対策推進会議委員、ワーク・ライフ・バランス官民連絡会議委員、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議点検・評価分科会委員を歴任。



仕事と生活の調和推進室だより⑦

内閣府仕事と生活の調和推進室

パパの育児休業体験記、公表! ～84人の「育休パパ」に学ぼう～

「育児休業を取りたい」「仕事と同様に家庭でもしっかりと役割を果たしたい」と考えている男性を後押しするとともに、そういった男性を取り巻く職場や家族の意識を変えていくことを目的として、内閣府仕事と生活の調和推進室では、育休を取得した又は取得中の先輩パパたちの体験記を公表しました。

84編の体験記では、職場が体制を整えて育休取得を応援してくれた、ママの気持ちを初めて理解することができた、子育てを通じて家族との絆を深められたなど、さまざまなエピソードが語られているほか、これから育休を取得しようとしているパパや職場、家族に対するアドバイスなども含まれています。

これから育休を取りたいと考えている男性ばかりではなく、ママとなる女性、孫の誕生を控えている「じいじ」や「ばあば」、そして働く人たちなどパパを取り

巻く人たちにも、この体験記を読んでいただきたいと思っています。

体験記はホームページでもご覧いただけます。

【体験記の構成】

●第1章 育児を後押しする周囲の理解と環境

→取得をためらう気持ちを後押しする暖かい力。育休を取得しやすい職場づくりとは。

●第2章 育休取得は工夫次第

→一見、敷居が高い育休。働き方の見直しなどの工夫で、案外取れるのでは。

●第3章 育児で深まる絆

→子どもや妻、両親、職場など、いろいろな人との絆が深まる。

●第4章 楽しむ子育て

→育休の醍醐味は子どもと一緒に過ごせること。パパが発見した子育ての楽しさとは。

●第5章 育休取得の効果

→育休経験がもたらした育児と仕事の好循環の秘訣。

「パパの育児休業」体験記を募集します!



体験記募集用チラシ

【体験記募集概要】

- 対象者
育児休業を取得した、または、育児休業中の男性
- 募集期間
平成20年9月2日～10月17日
- 募集方法
郵送、ファクシミリ、インターネット

詳細（仕事と生活の調和推進
ポータルサイト内）
<http://www8.cao.go.jp/wlb/>

育休パパ(体験記執筆者)の属性

図1 育児休業の取得期間

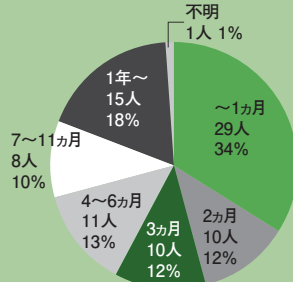


図2 業種

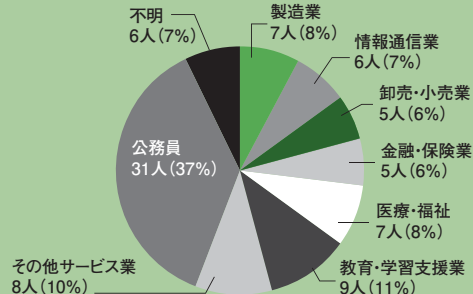


図3 体験記応募時の年齢

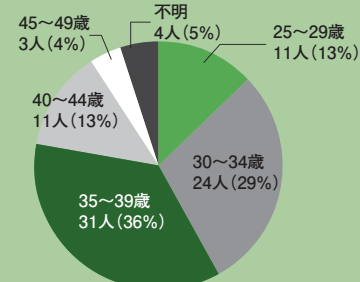
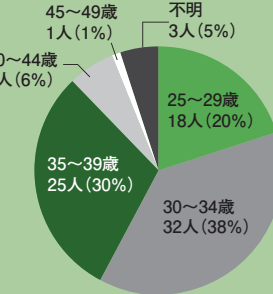


図4 初回育休開始時の年齢



女性ネット Saya—Saya の子どもたちの力を取り戻す 「びーらぶプログラム」について

内閣府男女共同参画局推進課

NPO法人Saya-SayaのSayaは、インドネシア語で「私」の意味、自分の周りの人との「つながり」を取り戻し、人生の再構築を支援する女性のネットワークです。女性も男性もお互いに尊重される暴力のない社会を目指し、女性と子どもたちの安全な生活と心の回復を支援する活動を行っています。

平成12年にDVなど暴力や依存症からの自立を地域の中でサポートする活動からスタートし、現在は、DV被害者からの電話相談、カウンセリング、被害女性や子どもたちに向けた心理教育プログラム（びーらぶ）、暴力防止のための予防・啓発プログラム、就労支援としてのIT講座、レストラン運営、工房の開設など幅広い活動を行っています。20年7月にNPO法人になりました

びーらぶ(Beloved)プログラムとは

DV家庭で育つ子どもは、その人生の当初から暴力行為の目撃者になっています。そのような子どもたちは、DVの影響により心理的に大きな傷を抱えたまま育つ過程で、対人関係や自我の形成に大きな問題を抱えることが多く見られます。びーらぶプログラムは、DVを目撃あるいは直接被害を受けた子どもたちに対して、自分を大切に、周りの人と安心して安全な関係をつくれるようになるための心理教育プログラムです。母親たちにも並行して実施することで、その効果を高めています。

「びーらぶ」は、子どもの発達段階にあわせて「就学前用」、「小学校低学年用」、「小学校高学年用」、「思春期用」の4種類あり、それぞれに全12回行うスタンダードプログラムと1～4回行うショートプログラムが用意されています。地域の中で新たな生活を始めた母子や母

子生活支援施設などに入所する母子などを対象にしています。

スタンダードプログラムの内容

スタンダードプログラムでは、1回目、2回目で、グループメンバーの顔合わせを行い、グループが安全であることを感じてもらいます。3回目以降、子どもたちは遊びやロールプレイ、人形劇などを通じてグループで学び、「怒りと暴力の違いを知る、怒りを暴力以外の方法で伝えることを考える」、「自分を守ること、守っていいことを学び、自分を守るために何ができるか準備しておく」、「いじめられる子に責任はないことを知り、問題があったときに役に立つ解決方法を学ぶ」、「家族の中であった暴力の話をし、話を受け止めてもらえる経験をする」、「自分の感情を表現する、他人と違っていいことを学ぶ」、「男女の性別役割を考え直し、思い込みに気づく、様々な家族があることを知る」、「人が人を支配せず、お互いに尊重しあいながら、分かち合うことを経験する」、「自分が世界でたった一人の大事な存在であることを感じる、肯定的なメッセージのシャワーを浴びる」こと、そして最後に、「みんなの様子をお互いに聞きあって体験を分かち合う」ことを身につけていきます。母親たちは、ワークやミーティングを行います。

プログラムに参加した子どもたちは、自分一人ではないことを知り、他の子どもたちのことをよく見よく聞くこと、話し合うことを通じて、力を取り戻します。プログラムの前後では、子どもたちの表情も見違えるほど生き生きとしてきます。

Saya-Sayaでは、このプログラムを東京以外の地域でも実施できるよう、インストラクターの養成にも力を入れています。



手作りのぬいぐるみ。DV被害者と支援者による手作り、売上げはDV被害者の支援活動の運動資金として活用。



DV被害者の母と子どもの心理教育プログラムとして開発されたびーらぶのポスター

(問合せ先) NPO 法人
女性ネット Saya-Saya
電話：03-5850-5244



日本のジェンダー・ギャップ指数

内閣府男女共同参画局総務課

世界経済フォーラムは平成20年11月12日、「The Global Gender Gap Report 2008」において、各国における男女差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」を発表しました。

「ジェンダー・ギャップ指数」は、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータ（注）から作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

2008年の日本のジェンダー・ギャップ

指数値は0.6434で、130カ国中98位でした（前年は128カ国中91位）。特に、政治分野及び経済分野における男女差が大きいため、このような低い順位になっています。

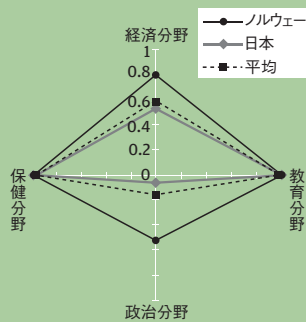
他方、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンの北欧3カ国が前年に引き続き上位を占め、アジア諸国で最も上位はフィリピンの6位でした。

（図1）ジェンダー・ギャップ指数ランキング

順位	国名	値	順位	国名	値	順位	国名	値
1	ノルウェー	0.8239	35	エクアドル	0.7091	69	チェコ	0.6770
2	フィンランド	0.8195	36	ブルガリア	0.7077	70	ルーマニア	0.6763
3	スウェーデン	0.8139	37	エストニア	0.7076	71	ニカラグア	0.6747
4	アイスランド	0.7999	38	タンザニア	0.7068	72	ドミニカ共和国	0.6744
5	ニュージーランド	0.7859	39	ポルトガル	0.7051	73	ブラジル	0.6737
6	フィリピン	0.7568	40	モンゴル	0.7049	74	マダガスカル	0.6736
7	デンマーク	0.7538	41	キルギス	0.7045	75	ギリシャ	0.6727
8	アイルランド	0.7518	42	ロシア	0.6994	76	キプロス	0.6694
9	オランダ	0.7399	43	ウガンダ	0.6981	77	ガーナ	0.6679
10	ラトビア	0.7397	44	ジャマイカ	0.6980	78	アルメニア	0.6677
11	ドイツ	0.7394	45	カザフスタン	0.6976	79	スリナム	0.6674
12	スリランカ	0.7371	46	クロアチア	0.6967	80	ボリビア	0.6667
13	英国	0.7366	47	ホンジュラス	0.6960	81	マラウイ	0.6664
14	スイス	0.7360	48	ベルー	0.6959	82	グルジア	0.6654
15	フランス	0.7341	49	ポーランド	0.6951	83	マルタ	0.6634
16	レソト	0.7320	50	コロンビア	0.6944	84	シンガポール	0.6625
17	スペイン	0.7281	51	スロベニア	0.6937	85	ガンビア	0.6622
18	モザンビーク	0.7266	52	タイ	0.6917	86	ベリーズ	0.6610
19	トリニダード・トバコ	0.7136	53	マケドニア	0.6914	87	アルバニア	0.6591
20	モルドバ	0.7244	54	ウルグアイ	0.6907	88	ケニア	0.6547
21	オーストラリア	0.7241	55	ウズベキスタン	0.6906	89	タジキスタン	0.6541
22	南アフリカ	0.7232	56	イスラエル	0.6900	90	バングラデシュ	0.6531
23	リトアニア	0.7222	57	中国	0.6878	91	モルディブ	0.6501
24	アルゼンチン	0.7209	58	エルサルバドル	0.6875	92	ジンバブエ	0.6485
25	キューバ	0.7195	59	ベネズエラ	0.6875	93	インドネシア	0.6473
26	バルバドス	0.7188	60	ハンガリー	0.6867	94	カンボジア	0.6469
27	米国	0.7179	61	アゼルバイジャン	0.6856	95	モーリシャス	0.6466
28	ベルギー	0.7163	62	ウクライナ	0.6856	96	マレーシア	0.6442
29	オーストリア	0.7153	63	ボツワナ	0.6839	97	メキシコ	0.6441
30	ナミビア	0.7141	64	スロバキア	0.6824	98	日本	0.6434
31	カナダ	0.7136	65	チリ	0.6818	99	ブルネイ・ダルサラーム	0.6392
32	コスタリカ	0.7111	66	ルクセンブルグ	0.6802	100	パラグアイ	0.6379
33	ベラルーシ	0.7099	67	イタリア	0.6788			
34	パナマ	0.7095	68	ベトナム	0.6778			

（130カ国中）

（図2）日本とノルウェーの分野別指数の比較



（注）

経済分野：労働力の男女比、類似の労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術職の男女比

教育分野：識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比

政治分野：国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近50年における国家元首の在任年数の男女比

保健分野：平均寿命の男女比、出生時性比



TOPICS

Part 2

国の審議会等における 女性委員の参画状況調べ 内閣府男女共同参画局推進課

国の審議会等における女性委員の登用は、国の政策・方針決定過程に多様な視点を導入し、行政への国民参加を確保するといった観点から重要です。

平成18年4月には、男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員について、政府全体として、女性委員の割合が平成22年度末までに少なくとも33.3%、平成32年までに、男女のいずれかが10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるという目標が設定されています。また、専門委員等についても、平成22年度末までに20%、平成32年までのできるだけ早い時期に、30%となるように努めることとされています。

本年9月末現在、女性委員の割合は32.4%となり、昨年と比べて0.1ポイント、女性の専門委員等の割合については、15.1%となり、昨年と比べて1.2ポイント上昇しました。審議会等の女性委員の割合が

順調に上昇している一方、専門委員等については、目標に比べまだ低い状況にあります。

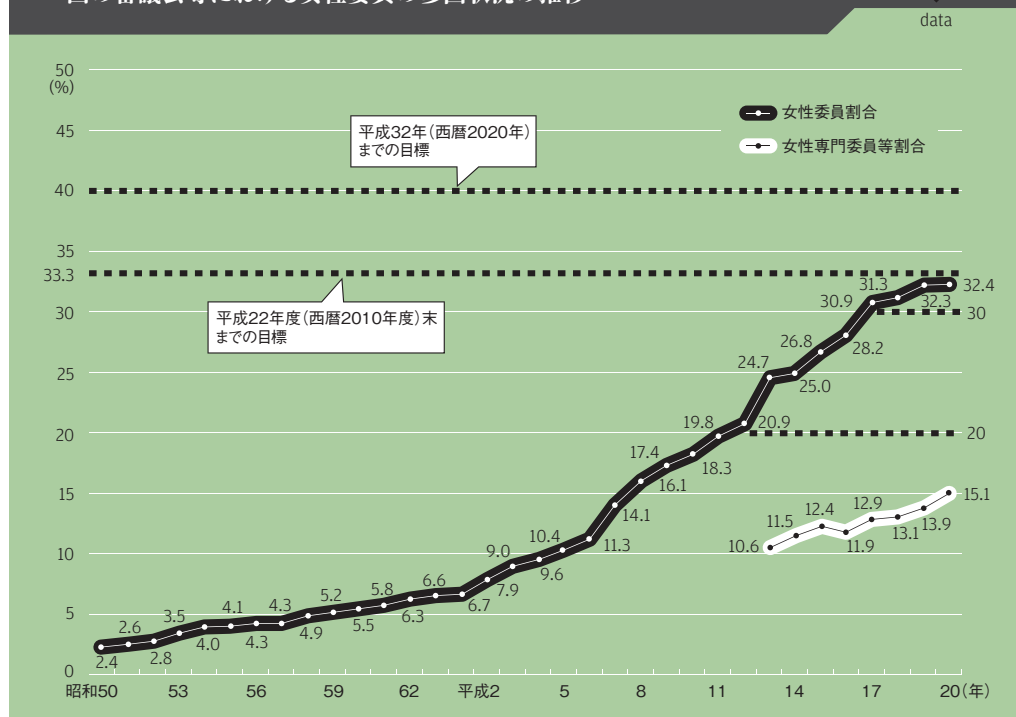
詳細については、HPを御覧ください

<http://www.gender.go.jp/ratio/singi201028.pdf>

【主な調査結果（平成20年9月30日現在）】

- (1) 国の審議会等において女性委員が占める割合は32.4%。
- (2) 女性委員の割合が高い省庁を順番にみると、外務省（38.1%）、防衛省（37.5%）、財務省（36.2%）、農林水産省（35.8%）、環境省（34.9%）。
- (3) 会長が女性の審議会は、国税審議会、化学物質審議会。
- (4) 女性委員を含まない審議会は、証券取引等監視委員会、検察官適格審査会。
- (5) 国の審議会等における専門委員等において女性委員の占める割合は15.1%。

国の審議会等における女性委員の参画状況の推移



[News]

NEWS

1

内閣府

男女共同参画会議議員の任命

男女共同参画会議有識者議員の任期満了に伴い、1月6日付けで以下の12名の方が男女共同参画会議議員に任命されました(50音順、敬称略)。

- *家本賢太郎 (株)クララオンライン代表取締役社長
- 岩田喜美枝 (株)資生堂代表取締役執行役員副社長
- *岡本 直美 日本労働組合総連合会副会長
- 帯野久美子 (株)インターアクト・ジャパン代表取締役
- 鹿嶋 敬 実践女子大学教授
- *勝間 和代 経済評論家・公認会計士
- 勝俣 恒久 東京電力株式会社取締役会長
- 加藤さゆり 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
- 神津カンナ 作家
- 佐藤 博樹 東京大学教授
- 谷本 正憲 石川県知事
- *山田 昌弘 中央大学教授

*は新任

NEWS

2

内閣府

男女共同参画推進連携会議(第25回)を開催

平成20年12月2日、20年度2回目の男女共同参画推進連携会議(議長:北城恪太郎 日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問)が開催されました。

冒頭、小淵大臣から「女性の参画の拡大や仕事と生活の調和の促進、少子化対策の推進のためには政府があらゆる分野のあらゆる人々とともに諸施策を推進していくことが重要であり、多くの国民の方々と直接対話する機会を出来るだけ多く持ちたい」とあいさつがあり、その後、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る取組や政府の横断的なワーク・ライフ・バランスの推進に係る取組についての説明のほか、ネットワークをさらに強化し、施策を推進するための小委員会活動の中間報告が行われました。

また、今年度の男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業のアドバイザー派遣やセミナー実施報告、案内なども行われ、その後の情報交換では、議員による団体の取組の発表が行われ、多数の積極的な意見が出されました。

男女共同参画推進連携会議の議員名簿等については、HPでご覧いただけます。

http://www.gender.go.jp/main_contents/category/houritu_keikaku.html#renkeikaigi

NEWS

3

厚生労働省

日本経済と企業にとってのポジティブ・アクションを考えるシンポジウムを開催

平成20年10月24日、女性の活躍推進協議会と厚生労働省の主催による標記シンポジウムを開催しました。

シンポジウムでは、実践女子大学人間社会学部鹿嶋敬教授をコーディネーターに迎え、「改めて考える ポジティブ・アクションの必要性・重要性」をテーマに、(株)大崎タイムス社伊藤卓二代表取締役社長、NECラーニング(株)内海房子代表取締役執行役員社長、シナノケンシ(株)金子元昭代表取締役社長によるパネルディスカッションが行われました。

業種や規模を異にする各社においてポジティブ・アクションに取り組むきっかけや取組を進めるに当たって工夫した点・大変だった点などが具体的な事例を交えて紹介されるとともに、ポジティブ・アクションは、男性の意識改革も含め継続的な取組が必要であること、国際競争や少子高齢化の中で経営戦略として不可欠であることなどが指摘されました。

また、シンポジウムに先立ち、平成20年度「均等・両立推進企業表彰」厚生労働大臣賞表彰式がとり行われ(「厚生労働大臣最優良賞」は(株)ベネッセコーポレーションが受賞)、参加者にとってポジティブ・アクションの意義について改めて考える1日となりました。

NEWS

4

内閣府

男女共同参画担当大臣「日本女子大学」及び「東京大学」を訪問



小淵大臣は、平成20年11月21日に「日本女子大学」を、12月1日に「東京大学」を訪

問し、女性研究者支援に関し、意見交換をしました。

日本女子大学では、女性研究者支援のための取組等について説明を受け、女性研究者や学生の方々と懇談を行いました。大臣は、「女性研究者をきめ細かく支援できる仕組みをつくることが必要。そのためには、女性研究者の周囲の人々の理解と協力が不可欠であるとともに、トップの意識改革が重要である。」と述べました。

東京大学では、各大学における女性研究者支援の取組について説明を受け、小宮山総長や女性研究者の方々と懇談を行い、大臣は、「女性研究者の活躍のためには、トップマネジメントによる全学的な組織・推進体制や学内環境の整備、職場や家庭などの女性研究者の周囲の人々の理解と協力が必要。また、男性も含めた社会全体で働き方を見直すことが重要である。」と述べました。小淵大臣のフォトレポートについては、下記HPをご覧ください。

http://www.cao.go.jp/minister/photoreport/0809obuchi/obuchi_photo.html



News

NEWS

5

内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業を開催

平成20年11月1日に富山県高岡市、15日に兵庫県加西市、30日に福井県鯖江市の3市において、内閣府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業に係る記念式典等が開催されました。

男女共同参画宣言都市奨励事業（富山県高岡市）



高岡市では、市議会で可決された高岡市男女平等・共同参画都市宣言文を、高岡市の新成人代表と会場の市民が声を合わせて読み上げ、市民一人一人が男女共同参画社会に向けてさらに取り組むことを誓い合いました。

さらに、高岡市で男女共同参画の推進に取り組んでいる団体による活動として、他県の市町村との交流を女性を中心となって盛り上げ地域おこしを図った事例や、女性主体で立ち上げたNPO法人の取組事例が発表された後、国立女性教育会館の植村千賀子客員研究員により、「歴史を今に生かし、未来へつなぐ」と題した記念講演が行われました。

男女共同参画宣言都市奨励事業（兵庫県加西市）



加西市では、北海道札幌市で起業し会社を営んでいるナタリア・ロシナ氏により、「日本人とワーク・ライフ・バランス」と題した記念講演が行われ、外国人の視点から、日本人の男女共同参画や仕事と生活の調和を図るためのヒントなどが語られました。

さらに、女性が主体となって加西市で地元野菜の生産販売や加工食品の製造などに取り組んでいる団体の代表により、女性として自立して現在の活動に至るまでの経緯や体験の事例発表が行われた後、加西市民の代表により加西市男女共同参画宣言都市宣言文が朗読されました。

男女共同参画宣言都市奨励事業（福井県鯖江市）



鯖江市では、市議会で同意された鯖江市男女共同参画都市宣言文を、市内の中学生等による読み上げに続き会場の市民が声を合わせて群読し、男女が性別にとらわれず、一人一人が自分らしく生き生きと暮らせる市を目指すことを確認しました。

さらに、作家の落合恵子氏により、「いま、共生のとき…女(ひと)と男(ひと)が共に生きる社会」と題した記念講演が行われた後、鯖江市の市民団体を主体とした「さばえ男女共同参画ネットワーク」による寸劇が行われ、笑いを交えながらも男女共同参画社会の実現に向けた取組の必要性が強調されました。

NEWS

6

内閣府

暴力被害者支援基礎セミナーを開催

各地域で配偶者からの暴力に関する相談業務を担当する職員等の基本的な知識・技術の習得とスキルアップを目的として、「配偶者からの暴力被害者支援基礎セミナー」を北海道（平成20年10月28日～29日）愛媛県（10月30日～31日）富山県（11月13日～14日）で実施しました。

セミナーでは、配偶者暴力防止法に関する法改正の内容を中心とした最新情報の説明をはじめとして、暴力の実態と暴力が被害者に与える心身への影響、相談者が配偶者からの虐待を受けた子どもに接する際の留意事項等について、各方面からの専門家を招いて講義を行いました。

また、有識者から助言を受けながら、具体的な状況を想定した相談事例について、グループ別に検討したほか、ロールプレイを通じて初めて相談に来る被害者への対応等を学ぶなど、地域における官民が連携した被害者支援の取組を通して支援のあり方を考えました。

各セミナーには定員50名を超える参加者があり、富山県では、研修プログラムに加え、竣工されたばかりの女性相談センターの見学を行うなど、それぞれに工夫を凝らした内容のセミナーとなりました。

NEWS

7

内閣府

「苦情処理研修」を開催

平成20年11月6日～7日、都道府県政令市の苦情処理担当職員と行政相談委員・人権擁護委員を対象として、男女共同参画に関する「苦情処理研修」を開催しました。

国及び地方公共団体の男女共同参画窓口においては、行政発行の資料に対する男女共同参画の観点からの意見や、子育てについての相談窓口の設置要望など、広く様々なご意見・苦情を受け付けています。

男女共同参画局では、これらについて適切に対処し施策に反映させていく苦情処理機能が、男女共同参画社会の実現のために非常に重要であると考え、地域において苦情処理の実務に携わる者を主な対象とした研修を実施し、担当者の理解を深めるとともに、知識・技能の向上を図っています。

1日目には苦情処理及び男女共同参画に関する諸課題についての講義と、民間講師による苦情処理の技能講習を実施しました。2日目はグループ討議を実施し、苦情処理制度の周知・活用について、自治体の苦情処理担当職員と行政相談委員、人権擁護委員が意見交換を行いました。匿名でWEB上から手軽に苦情申請が出来るようにするなど、苦情処理機能向上の工夫についての情報交換や、苦情処理・相談窓口間の連携の必要性等の諸課題について、活発な意見交換が行われました。

NEWS

8

内閣府

平成20年度男女の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 推進事業を開催

内閣府と男女共同参画推進連携会議等が共催して、ワーク・ライフ・バランス推進に資するセミナー等(計12回)を実施しています。このうち、平成20年11月中旬から12月初旬にかけて行われた4か所の開催結果を報告します。

ひょうご家庭応援県民大会(兵庫県第2回)

11月16日、兵庫県神戸市において、ひょうご男女共同参画推進連携会議等と本大会を共催しました。

笑顔あふれる家族の写真が展示される中、写真コンクール表彰や「ひょうごおやじネットワーク」の立ち上げが行われました。「おやじ日本」会長竹花豊氏の講演では、企業も協力し父親が子供と関わる時間を作る必要性や、子供達に社会の危険性等を伝えるため、大人が協力し合う重要性が語られた後、パネルディスカッション等も行われました。

ワーク・ライフ・バランス推進フォーラム

11月25日、京都市において、京都府男女共同参画連絡会議等と本フォーラムを共催しました。

「ひとりひとりの仕事の充実と生活の充実のために」をテーマに、いきいきと働く女性3名を迎え、山田啓二京都府知事がコーディネーターを務めるパネルディスカッションが実施されました。パネリスト自身が仕事と生活の両立を実践されてきた経験をもとに、国・企業からの視点、そして働く母親を応援する立場から様々な話が展開されました。

青森 男女の仕事と生活の調和推進フォーラム

11月28日、青森市において、青森県男女共同参画推進協議会等と本フォーラムを共催しました。

国の施策説明等の後、青森県内で産業・教育等の分野で優れた実践を行っている方々を迎え、「どうすれば実現できる? 男女の仕事と生活の調和」と題したパネルディスカッションが行われました。パネリストからは、これまでの苦労を交えた自身の経験談等が熱く語られ、出席者からは、今後は地域に合ったワーク・ライフ・バランスを実現していきたいという意見が寄せられました。

ひょうご子育て支援フォーラム(兵庫県第3回)

12月1日、兵庫県神戸市において、ひょうご男女共同参画推進連携会議等と本フォーラムを共催しました。

日本政策投資銀行地域振興部参事役の藻谷浩介氏の講演では、女性が就労している地域の方が子供が多い事実を踏まえ、①女性の就労の促進と男女間賃金格差の解消 ②多世代同居-退職高齢男性による家事分担 ③若い世代の結婚促進 ④母子家庭、多子家庭支援が必要と述べられました。また、その後のパネルディスカッションでは、子育てネットワークの構築方法等、具体的取組が発表されました。

NEWS

9

内閣府



「全国男女共同参画 宣言都市サミットinいずも」 を開催

平成20年11月7日、出雲市において、全国の男女共同参画宣言都市の情報交換や連携

強化を目的に「全国男女共同参画宣言都市サミット」が開催され、1,200名を超える参加者が来場しました。

内閣府から男女共同参画社会の形成の状況とその実現に向けた取組について報告後、島根県出身で、2008年NHK大河ドラマ「篤姫」を執筆した脚本家の田淵久美子氏による「「篤姫」がわたしたちに伝えること」と題した基調講演が行われました。講演では、幕末、自分の立場と責任を自覚し意思を貫く女性の姿を描いた理由など、ドラマやご自身の脚本家としての経験にまつわるお話が多面的に語られました。

後半は、男女共同参画宣言都市である鳥取県鳥取市、岡山県倉敷市、熊本県合志市、出雲市の4人の市長・副市長によるシンポジウムが行われ、副市長への女性登用(鳥取市、合志市)、子育て支援の充実など各市の男女共同参画施策等について話し合われた後、共同宣言が読み上げられ、盛況のうちに幕を閉じました。

(写真: 首長による共同宣言の読み上げ)

NEWS

10

国立女性教育会館



アジア太平洋地域の 女性リーダー エンパワメントセミナー

平成20年11月6日～15日、国立女性教育会館では、「平成20年度アジア太平洋地域の

女性リーダーエンパワメントセミナー」を開催しました。今年で3年目となる本セミナーは、「女性に対する暴力の根絶に向けて-多様な連携と協働-」をテーマとし、アジア太平洋地域9か国の、国内本部機構、非政府組織、女性団体のリーダー13名が参加しました。

セミナー期間中には、内閣府男女共同参画局や、人身取引の女性被害者のシェルター、婦人相談所等を訪問し、日本国内の男女平等施策や暴力を受けた女性への支援についての理解を深めました。最終日には、都内で成果発表と交流フォーラムを開催し、各国の共通課題である女性に対する暴力根絶のための取組における問題点の指摘と政策提言のプレゼンテーションを行いました。後半の質疑応答では、行政担当者、大学院生、被害女性支援者など様々な立場の参加者から数多くの質問が寄せられ、活発な議論がなされました。

詳細についてはHPをご覧ください。

<http://www.nwec.jp/jp/program/invite/2008/page05s.html>

[Information]

Event

1

「DV相談ナビ」1月11日スタート

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数が年々増加する一方、内閣府が実施した調査では、7割の方が相談窓口を知らないとの結果が出ています。

配偶者から暴力(DV)を受けているが、どこに相談したらいいかわからないという方のため、最寄りの相談窓口を自動音声で案内する専用ダイヤル「DV相談ナビ」が、1月11日からスタートします。

自動音声ガイダンスに従い、お住まいの郵便番号の上3桁を入力するか、地域を選択すれば、登録されている約800箇所の窓口の中から、最寄りの相談窓口の電話番号などをご案内します。一人で悩まず、相談してください。



Event

2

男女共同参画宣言都市奨励事業(熊本県上天草市)

日時：1月24日(土) 9:30～12:30

場所：上天草市松島総合センター「アロマ」ホール
(熊本県上天草市松島町合津4276番地23)

内容：内閣府報告、男女共同参画作文・標語表彰、
宣言文宣誓、記念講演等

参加方法：申込不要(託児を要する場合は要予約)

問合せ先：上天草市市民窓口課男女共同参画係

熊本県上天草市松島町合津3538番地3

TEL 0969-56-1111 (内線2102)

Event

3

男女共同参画宣言都市奨励事業(茨城県古河市)

日時：2月7日(土) 13:00～16:00

場所：古河市生涯学習センター総和(とねミドリ館)
(茨城県古河市前林1953-1)

内容：宣言文群読、内閣府報告、男女共同参画推進標語
入賞者表彰、記念講演等

問合せ先：古河市男女共同参画課

TEL 0280-92-3111 (内線2451)

<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/06renewal/sisei/danjyo/top.htm>

Event

4

平成20年度男女の仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) 推進事業
(2・3月開催予定分)中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進フォーラム
「男性も女性も働きやすい職場づくりを考える」

日時：2月7日(土) 13:30～18:15

場所：尾道国際ホテル(広島県尾道市)

内容：講師による問題提起、事例報告、参加者全員によるグループ討論

主催：広島県中小企業家同友会 他

問合せ先：広島県中小企業家同友会

TEL 082-241-6006

男女の仕事と生活のバランス推進フォーラム(兵庫県第4回)
～家庭から、地域から、職場から、今いるところから始めよう～

日時：2月12日(木) 13:00～16:30

場所：神戸クリスタルホール(兵庫県神戸市)

内容：基調講演、パネルディスカッション

主催：ひょうご男女共同参画推進連携会議 他

問合せ先：兵庫県立男女共同参画センター・イーブン

TEL 078-360-8550

男女の仕事と生活の調和推進セミナー

日時：3月14日(土) 13:00～17:00

場所：島根県立男女共同参画センター「あすてらす」

内容：基調講演、寸劇、パネルディスカッション

主催：島根県男女共同参画社会形成促進会議 他

問合せ先：島根県男女共同参画社会形成促進会議事務局

(島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室)

TEL 0852-22-5245

Event

5

刊行「時代を拓く女性リーダー」

国立女性教育会館・有馬真喜子・原ひろ子編「時代を拓く女性リーダー 行政・大学・企業・団体での人材育成支援」を刊行しました。

本書は、開館30周年を記念して開催した女性の人材育成支援に関するシンポジウム及び専門家会議に参加した女性リーダーの方々の報告等をまとめたものです。

購入申込：(株)明石書店 TEL 03-5818-1171



リレートーク

Relay Talk 1

内閣府男女共同参画局推進課非常勤職員

Hayano Machi

早野 真知



高校生時代に関心のあった国際協力の分野から、FGM、ジェンダーと興味が移り、日本における男女共同参画について考えるようになりました。大学生の時には、男女共同参画を勉強する傍ら、男女共同参画センターでインターンをした、町の男女共同参画リポーターとして啓発活動を行ったりと、地域の現状を肌で感じてきました。卒業論文のテーマは、「市町村合併と男女共同参画」でした。

それから、早3年。現在は、男女共同参画局の推進課で女性のチャレンジ支援や地方公共団体における推進状況調査などを担当する係の事務補助をしています。国の施策をいち早く知り、全国各地の現状が把握できるこの環境は、私にとって貴重な経験になっています。ここで新しい知識を吸収し、今後の男女共同参画に関する活動につなげていきたいと思っています。

Relay Talk 2

山形県男女共同参画センター チェリア

Saito Yumiko

斎藤 由美子



私の人生の中で、衝撃的な出会いが3つありました。1つは、青年海外協力隊員として派遣されたスリランカで出会った人々。2つ目はダイビングで知った海の中の世界。そして3つ目が、チェリア塾で出会った塾生です。

チェリア塾はリーダー育成セミナーで、30～40代の女性たちが、1年目に基礎的な視点や知識、手法を学び、2年目はその学びを土台にし、実践力をつけ、それを元に自分たちで事業を企画・運営してみるものです。現在は3クール目です。そこに集まった塾生が実に前向きで、大きく変化していくのです。彼女たちの変容を促したのは、何よりも互いの存在だと言います。お互いが認め合い、刺激し合うことで人は変わる、力を得るということを目の前にして、大人が学ぶ意味や可能性について考えさせられ、勇気づけられました。来年度は、修了生たちと、より実践力をつける講座を企画する予定です。

編集後記

2009年、新たな年を迎えました。

本「共同参画」もリニューアルしてから、今月号で9回目の発行となり、関係者の皆様のご協力を得てここまでできましたことに、深く感謝を申し上げます。

今後は更に内容を充実して皆様にお届けできるよう、スタッフ一同頑張っていきたいと思っています。

さて本年は、男女共同参画社会基本法制定10周年ということもあり、内閣府におきましては、様々な行事を予定しておりますが、男女共同参画社会の形成に向けた国民的運動として展開していくために、関係団体やそれぞれの地域での取組をお願いしたいと考えております。

皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

(編集デスクM・T)

Kyodo- Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」1月号

www.gender.go.jp

第9号 ● 2009年1月10日発行

編集・発行 ● 内閣府

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局総務課

電話 ● 03-5253-2111(代)

印刷 ● 社団法人 時事画報社

共同参画フォーラム 2009

～ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画～



共催：男女共同参画推進連携会議

今年2009年は、男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えます。ワーク・ライフ・バランスの推進と男女共同参画の取組の新たなスタート、この二つの大きなテーマを、様々な分野で活躍されている有識者の方たちとともに考えていきます。

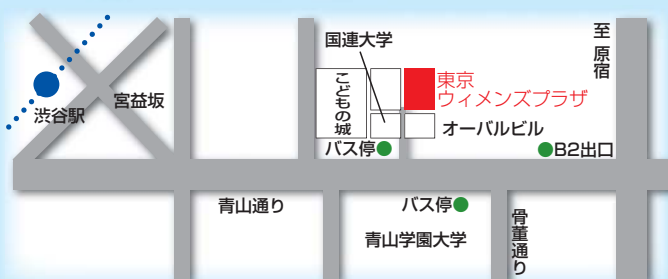
また、あわせて男女共同参画シンボルマーク公募の公開プレゼンテーションを行い、選考結果の発表も行う予定です。

2009年2月9日(月)

開場 13:30 開会 14:00-16:30

東京ウィメンズプラザ ホール

- 入場料無料 ●手話通訳あり
- 託児あり(事前申込制です。詳細はお問い合わせ下さい。)



プログラム

第一部	14:00-14:45	基調講演 「福利厚生でなく、競争力になるワーク・ライフ・バランスの進め方」 講師：勝間 和代(経済評論家、公認会計士、男女共同参画会議議員)
	14:45-15:05	男女共同参画シンボルマーク公開審査会 審査委員長：北城 悟太郎 (男女共同参画推進連携会議議長、日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問)
第二部	15:20-16:20	トークセッション 「育休パパのワーク・ライフ・バランス体験記」 ゲスト：渥美 由喜(株式会社富士通総研主任研究員) 西迫 博(テンプスタッフ株式会社人事部付) 浜田 敬子(アエラ副編集長)
	16:20-16:30	男女共同参画シンボルマーク選考結果発表

申し込み・問い合わせ先

※申し込みは先着順です。定員(250名)になり次第、締め切らせて頂きます。

申し込み先：男女共同参画局ウェブサイト <http://www.gender.go.jp/gyouji/sankakuforum2009.html>

※メール及び電話でのお問い合わせ、FAXでのお申し込みは、1月19日(月)より開始いたします。
それまでの間は、ウェブサイトのみの受付となります。